



ひとりぼっち ゼロ PROJECT

ニュース No.68
2024.9.1

「上告を棄却する」 優生保護法は違憲-完全勝訴!-

最高裁判決 7月3日

裁判を傍聴するため1,000人超が集まった猛暑日の7月3日、全国で初めて公費負担で傍聴人向け手話通訳者が配置された最高裁法廷で、全国5か所(札幌、仙台、東京、大阪、神戸)の裁判の判決が出ました。

これまで国が主張してきた「除斥期間」は争点でなく、「優生保護法は重大な

人権侵害で個人の尊厳、人格を否定するもの。立法そのものが違憲であり、長年にわたる

障害のある人などへの差別である。『除斥期間』は国の権利濫用で免責することは著しく正義・公正に反する」とされました。報告会では、原告の消えない苦しみと勝訴の喜びの会見があり、藤井克徳優生連共同代表は、「『当時は合法』からの決別の日、『除斥期間』がクリアになり判例変更を確信した。今日は裁判運動の終着駅だが、被害者25000人の人権・尊厳・名誉回復に向けた優生保護法全面解決への始発駅」だとまとめられました。(兵通研:桑井奈穂美)



喜びの兵庫の原告と弁護団、歩む会、支援者のみなさん

総理大臣の謝罪 首相官邸 7月17日

被害者は、一人一人が今までの辛かった体験や思いを直接首相に話し、これ以上苦しめないで欲しい、いまだに沈黙をしている人たちのことも思って欲しいと思いをしっかりと伝えました。

勝訴判決で藤井克徳氏が言われた3点の「1. 総理大臣による謝罪」が叶った今、「2. 基本合意文書の締結」と「3. 早急に国会での謝罪決議を行ない、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金支給法の廃止と新法の制定」が一日も早く実現するようと思いました。欧米では謝罪した後に物事がスタートするようですが、日本では謝罪すれば、はい、終わりだそうです。そうさせないように、気を緩めないで本当の解決を目指して国の動きを見て行きましょう。(事務局:鈴木奈麻美)



優生保護法を解決しよう!
本当の解決はこれからだ!
いのちを分けない社会を作ろう!

映画『沈黙の50年』

全国で多くの上映が続いています。県下でもさらに上映会の計画を!

憲法第13条、全て国民は人として尊重される。第14条、法の下での平等。このことが守られることを願ってこの映画を創りました。上映会は学習会とセットで。7月3日の勝訴を胸に刻みながら、みなさんの身近にもおられるだろう被害者、沈黙を余儀なくされてきた被害者の尊厳回復と地域を優生思想のない社会に変えていくために上映会の計画をともに進めていきましょう。

地域での映画上映会など映画に関するお問合せはこちらまで → chinmoku50.m@gmail.com